

派遣実習生に関する協定書（ひな型）

徳島県（以下「甲」という。）と●●大学（以下「乙」という。）とは、甲が乙から派遣する学生を1 Day徳島県職員チャレンジによる実習生として受け入れることに関する協定を次のとおり締結する。

（派遣実習生）

第1条 乙から派遣する実習生（以下「実習生」という。）については、別に定めるものとする。

（実習生の身分）

第2条 甲は、実習生の身分について、乙の学生の身分を有したまま受け入れるものとする。

（実習期間）

第3条 実習生の実習期間は、別に定めるものとする。

（実習時間）

第4条 実習生の実習時間については、実習先における甲の職員の勤務時間に準じるものとする。

（報酬及び費用弁償等）

第5条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費及びその他の費用を支給しない。

（実習中の事故責任）

第6条 乙は実習生に対し、実習中の事故に備え、傷害保険等に参加するよう、実習開始までに指導するものとする。

2 実習生の実習中又は実習先との往復途上等での甲の責めによらない事故又は災害に対しては、甲は一切の責任を負わないものとする。

（服務）

第7条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

3 実習生が故意又は過失により前2項の規定に反する行為をした場合は、実習生は、甲及び被害を受けた第三者に対して責任を負う。乙は実習生を指導するものとする。

(実習の停止)

第8条 実習生としてふさわしくない行為があった場合は、甲は実習を停止させることができる。

(実習状況の報告)

第9条 甲は、乙の求めに応じ、実習生の実習中の出欠状況、実習状況又はその他必要な事項について乙に対して報告するものとする。

(実習生の個人情報)

第10条 甲は、実習に際して知り得た実習生の個人情報を、第三者に開示、提供、漏洩し、または実習実施以外の目的で使用してはならない。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 ●● ●●

乙 (住所)
(高等教育機関名)
(代表者名)